

入札説明書

令和5年札幌市告示第3870号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和5年8月31日

2 契約担当部局

〒062-0033 札幌市豊平区西岡3条1丁目8-20
札幌市豊平区土木部維持管理課事務係 電話011-851-1681 FAX 011-854-4217

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称	豊平区冬みち地域連携事業補助業務
(2) 調達案件の仕様等	業務説明書及び設計書（以下「仕様書等」という。）による。
(3) 履行期間	契約締結日から令和6年3月15日までとする。
(4) 履行場所	札幌市豊平区
(5) 入札方法	総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、所在地区分「市内」として登録されている者であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記2に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和5年9月14日(木)10時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和5年9月14日(木)11時00分
札幌市豊平区土木部 2階会議室（札幌市豊平区西岡3条1丁目8-20）
- (4) 入札書の提出方法
入札書は添付様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては、以下に留意すること。
ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年9月14日11時00分開札〔豊平区冬みち地域連携事業補助業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

- イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和5年9月14日11時00分開札〔豊平区冬みち地域連携事業補助業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
　また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。
　なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 調達案件の仕様等に対する質問
- ア 質問の提出
- 質問は添付様式により作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認すること。
- イ 質問の提出先及び提出期限
- 上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和5年9月8日(金)17時00分までの間で提出すること。
- ウ 質問に対する回答
- 質問を受理した日の翌日以降、上記2の場所で閲覧に供するとともに豊平区ホームページに掲載する。したがって、質問を提出する前に、必ず上記ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。
- (6) 入札の無効
- ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。
- (7) 入札の延期等
- 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であつて、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき
- (8) 開札
- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。
　ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(添付様式2)を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 最低制限価格の設定無
- (4) 落札者の決定方法等
- ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
- イ 同額抽選
落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- ウ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
- エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い
上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- オ 入札が無効となった者の取扱い
上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。
- (5) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類（別記2参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。
- (6) 落札の取消し
落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 免税事業者であることの申出
落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、申出書（添付様式）を提出することとする。
- (8) 契約書の作成
- ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (9) 契約条項
添付様式契約書（案）のとおり。
- (10) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明
入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ア 提出場所
上記2に同じ
- イ その他
提出は持参により提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出

上記6(4)ウによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

- (1) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について
添付様式により作成すること。
- (2) 添付書類
以下の書類（任意様式）を添付書類として提出すること。
 - ア 事業協同組合等にあっては、組合員名簿
 - イ 官公需適格組合にあっては、官公需適格組合の証明書の写し
- (3) その他
 - ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された書類は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

8 添付様式

- (1) 入札書
- (2) 委任状
- (3) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
- (4) 公示用設計図書の施行条件等に対する質問票
- (5) 契約書（案）
- (6) 札幌市競争入札参加者心得
- (7) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について